

議案第103号

調布市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

会計年度任用職員の報酬の上限額並びに期末手当及び勤勉手当の規定を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 調布市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

調布市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3,030円」を「3,070円」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定により難いときは、市長は、別に支給日を定めることができる。

第7条第1項中「，それぞれ基準日から起算して，30日を超えない範囲内において市長の定める日に」を削り，同条第2項中「100分の125」を「調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号。以下「給与条例」という。）第16条第1項の規定により期末手当が支給される職員（給与条例第9条第2項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等及び給与条例第16条第3項各号に掲げる職員を除く。）に適用される割合」に改め，同条第3項中「期末手当の」を「期末手当の支給日，」に改める。

第8条第1項中「応じ，それぞれ基準日から起算して，30日を超えない範囲内において市長の定める日に」を「応じて」に改め，同条第2項中「調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）」を「給与条例」に，「同条例」を「給与条例」に改め，同条第3項中「勤勉手当の」を「勤勉手当の支給日，」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市非常勤職員の報酬等に関する条例第3条の規定は令和7年4月1日から、同条例第4条、第7条及び第8条の規定は令和7年12月1日から適用する。